○総務省告示第五百十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第二項第二号中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号の表感度の項陸上移動局の欄中「ただし」の下に「、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一一三・三デシベル」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

第三項第二号中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号の表感度の項中「一の搬送波を受信する陸上移動局であつて」の下に「、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一一三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を、「隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて」の下に「、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一〇九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を加える。

第七項第一号を次のように改める。

1　周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一一〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、一九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下基地局の欄において同じ。）の場合においては、スループットがその最大値の九五％以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九五・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを